

函館市学会等開催補助金交付に関する運用方針

(目的)

第1条 この運用方針は、函館市学会等開催補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市大会補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用方針において学会等とは、有識者等により構成される団体が、学術の振興を図るため、当該団体の構成員等を対象に開催する研究発表、討論のための会合その他これに類するものとして市長が認めるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際規模の学会等 参加国が日本を含む2カ国以上の国際会議であるもの。
- (2) 全国規模の学会等 主催者が全国より参加者を募り、その学会等が全国的な規模としてみなされるもの。ただし、地域を限定した全道規模以上のブロック会議等については、次号に該当させるものとする。
- (3) 全道規模の学会等 主催者が全道より参加者を募り、その学会等が全道的な規模としてみなされるもの。ただし、道内の一部の地域に限定した会議等については該当しないものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を主催する団体とし、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 市内の高等教育機関の教職員が、役員に就任している団体であること。
- (2) 水産・海洋分野の学会等を主催する団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する学会等とする。

- (1) 市内において開催され、参加者が市内での宿泊を伴うことが見込

まれるものであること。

(2) 市民への参加機会が設けられているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

(1) 政治的または宗教的活動を目的とするもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 国または地方公共団体が主催するもの（共催の場合を含む。）

(4) 目的等が公序良俗に反するもの

(5) その他補助することが適当でないと認められるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

(1) 団体の運営経費

(2) 食糧費に相当する経費

(3) その他補助することが適当でないと認められる経費

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請は、規則第7条第2項第1号および第2号

に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の規約・定款等、補助対象者の概要がわかる書類

(2) その他必要と認められる書類

（補助事業の内容の変更）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき

は、市長に申請し、承認を得なければならない。ただし、事業の内容に著しい変更を及ぼさない程度の軽微の変更で、その変更による増減額が補助対象経費の20%に満たないときは、この限りでない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、または補助事業

の中止もしくは廃止の承認を受けたときは、共通様式の報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 学会等の要綱・配付資料等，実施状況がわかる書類

(2) その他必要と認める書類

(雑則)

第9条 この運用方針に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この運用方針は，平成25年10月24日から施行する。

この運用方針は，平成26年4月1日から施行する。